

平成28年度公共事業予算編成方針

平成28年度は、現在策定を進めている「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）」（以下「第二次行動計画（仮称）」という。）のスタートの年となります。第二次行動計画（仮称）の4年間においては、「みえ県民力ビジョン」の基本的な考え方に基づき、基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現に向け、引き続き、政策展開の基本方向である「守る」「創る」「拓く」の3つの柱で政策を展開し、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを加速させていくこととしています。

このため、公共事業の実施にあたっては、引き続き、「みえ県民力ビジョン」の政策展開の基本方向である「『守る』命と暮らしの安全・安心の実感」、「『創る』人と地域の夢や希望の実感」、「『拓く』強みを生かした経済の躍動の実感」をめざし必要な社会資本整備を進めていくことが求められます。

また、「平成28年度三重県経営方針（案）」においては、「人口減少への対応」「社会経済情勢の変化等への対応」「伊勢志摩サミットへの対応」の3点について重点的に取り組むこととしていることから、これらに的確に対応することが必要です。

一方、国においては、平成28年度の予算概算要求の基本方針で、国民の安全・安心につながる国土強靱化を実現するため防災・減災、老朽化対策、メンテナンス、耐震化にしっかりと取り組んでいくとともに、個性豊かな活力ある地域の形成を目指し、地方創生の推進を図ることとしています。また、公共事業予算については、安定的・持続的な公共投資により経済成長を図り、経済再生と財政健全化の双方を実現するため、必要な額を確保することが不可欠としており、こうした国の動向を注視し適切に対応していく必要があります。

このような状況のなかで、平成28年度公共事業予算編成においては、「平成28年度当初予算調製方針」に基づき、社会資本整備を取り巻く環境の変化を見極めながら、所要の調整を行うこととします。

1 対象公共事業

農林水産部、県土整備部が所管する次の公共事業を対象とします。

- ① 直轄事業負担金
- ② 国補公共事業
- ③ 県単公共事業
- ④ 災害復旧事業

2 予算編成の基本的な考え方

(1) 「みえ県民力ビジョン」の着実な推進

第二次行動計画（仮称）に基づき、「みえ県民力ビジョン」の政策展開の基本方向である『『守る』命と暮らしの安全・安心の実感』、『『創る』人と地域の夢や希望の実感』、『『拓く』強みを生かした経済の躍動の実感』をめざし必要な社会資本整備に取り組むこと。

(2) 「平成 28 年度三重県経営方針（案）」の着実な推進

「平成 28 年度三重県経営方針（案）」に基づき、激化する豪雨等の自然災害への緊急的な対応による地域の防災・減災対策の充実・強化を図ること。

具体的には、豪雨等による土砂災害および浸水被害の発生を防ぐため、河川管理施設・海岸保全施設・土砂災害防止施設や山地災害危険地区での施設整備、道路防災対策を推進することに加え、土砂災害警戒区域の指定のための基礎調査の推進など、自然災害から県民の皆さんの命や暮らしの安全・安心を支える基盤づくりに取り組むこと。

(3) 公共事業の重点化とコスト縮減

全ての事業について、社会情勢の変化、地域の実情を勘案しつつ、緊急性・優先度や投資効果等を十分に検討するとともに、事業実施後の成果についても十分な評価を行い、県民ニーズに基づいたより一層の投資の重点化を図ること。

また、取引の実勢を踏まえた適正な労務単価や資材単価を適用した予定価格を設定するとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの改善など、コストと品質を重視した総合的なコスト構造改善に取り組み、効率的・効果的な事業実施を図ること。

3 予算要求基準

(1) 政策的経費

公共事業については、平成 27 年度当初予算額（一般財源）の 70%が公共事業総合推進本部に示されることとなっているが、社会資本整備を取り巻く環境の変化を見極めながら、所要の調整を行うこととする。

- ① 直轄事業負担金については、国の予算編成の状況を十分把握のうえ見積ること。
- ② 国補公共事業については、国の予算編成の状況を十分把握のうえ、他事業との均衡や投資効果、優先度、事業進度を十分配慮して見積ること。
- ③ 県単公共事業については、国補公共事業等他事業との関連を考慮し、投資効果、緊急性を厳しく選択し、地域活性化の積極的支援など政策的効果の発揮に重点を置いて見積ること。特に、維持管理費用については、既存施設の計画的な維持管理に取り組むこととして見積ること。

(2) 災害復旧

平成 27 年に発生した災害により被災した施設については、一日も早い復旧に向けて適切に見積ること。

また、過年発生 of 災害復旧については、残事業量、施行年度割等を精査して見積ること。

(3) 特定政策課題枠

「平成 28 年度三重県経営方針（案）」において、平成 28 年度の重点取組に位置づけることとした I 「2 社会経済情勢の変化等への対応」及び「3 伊勢志摩サミットへの対応」にかかる取組については、平成 28 年度特定政策課題枠として、「社会経済情勢等対応分」と「伊勢志摩サミット対策分」の区分を新たに設け、それぞれ政策的経費とは別に所要の経費を見積ること。ただし、平成 27 年度と同様の項目については、平成 27 年度当初予算額と同額程度の範囲内で見積ること。